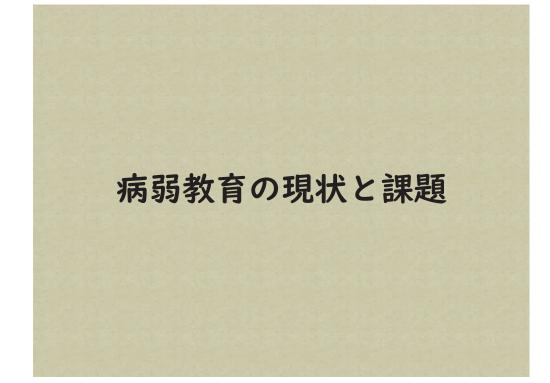
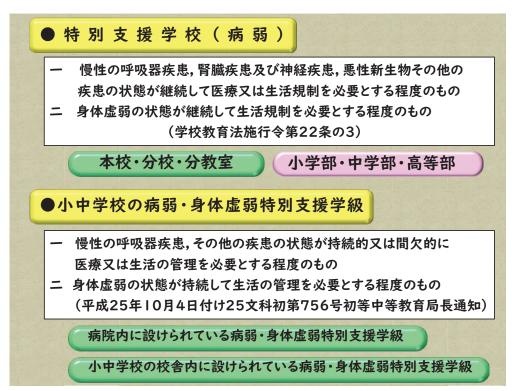


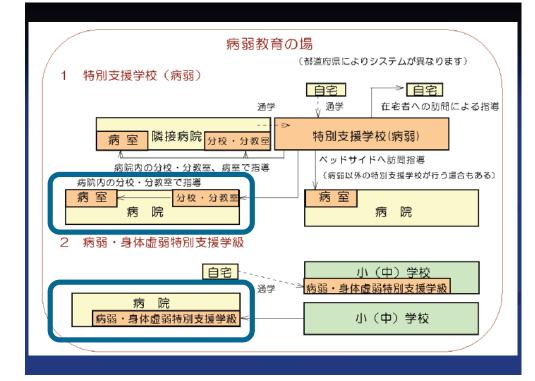
- ●子どもが病気になり、治療のため病院に入院することになると、それまで通っていた小学校、中学校、高等学校に通うことができなくなる。
- ●日本には、病院に隣接する学校や病院内に学校や 学級を設置することによって、病気療養中であっても 教育を受けることができる教育制度がある。
- ●その教育制は、病弱教育あるいは病弱・身体虚弱教育といい、入院治療が必要となった子どもや継続して医療を必要とする子どもを対象とする教育である。



- ●病気により病院での入院治療することとなった 児童生徒が教育を受けるためには、それまで 在籍していた小学校、中学校、高等学校等から、 病弱教育を行う病院内にある特別支援学校(病弱)、 小中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級等の 「病院にある学校」に転学することが必要となる。
- ●また、小中学校の通常の学級、高等学校には、 退院後の病気の子どもや、定期的な通院や服薬を 必要とする慢性の心臓疾患、腎疾患やてんかん等の ある子どもの多くが、在籍している。
- ●さらに病気療養を必要する子どもたちは、 学校間の転出入を繰り返すこともある。



1	都道府県名	医療機関名	小学校 特別支援学校小学部	中学校 特別支援学校中学部	高等学校 特別支援学校高等部
1	北海道	北海道大学病院	札幌市立幌北小学校 分校	札幌市立北辰中学校 分校	
2	宮城県	東北大学病院	仙台市立木町通小学校 特別支援学級	仙台市立第二中学校 特別支援学級	
3	埼玉県	埼玉県立小児医療センター	埼玉県立けやき特別支援学校 本校	埼玉県立けやき特別支援学校 本校	
4	東京都	国立成育医療研究センター	東京都立光明特別支援学校 分教室	東京都立光明特別支援学校 分教室	東京都立光明特別支援学校 分教室
5	東京都	東京都立小児総合医療センター	東京都立武蔵台学園 分教室	東京都立武蔵台学園 分教室	
6	神奈川県	神奈川県立こども医療センター	神奈川県立横浜南養護学校 本校	神奈川県立横浜南養護学校 本校	
7	静岡県	静岡県立こども医療センター	静岡県立中央特別支援学校 訪問による教育	静岡県立中央特別支援学校 訪問による教育	
8	愛知県	名古屋大学医学部附属病院	愛知県立大府特別支援学校 分教室	愛知県立大府特別支援学校 分教室	
9	三重県	三重大学医学部附属病院	三重県立緑が丘特別支援学校 訪問による教育	三重県立緑が丘特別支援学校 訪問による教育	
0	京都府	京都大学医学部附属病院	京都市立桃陽支援学校 分教室	京都市立桃陽支援学校 分教室	
1	京都府	京都府立医科大学附属病院	京都市立桃陽支援学校 分教室	京都市立桃陽支援学校 分教室	
2	大阪府	大阪市立総合医療センター	大阪府立光陽支援学校 分教室	大阪府立光陽支援学校 分教室	
3	兵庫県	兵庫県立こども病院	神戸市立友生支援学校 分教室	神戸市立友生支援学校 分教室	
4	広島県	広島大学病院	広島市立比治山小学校 特別支援学級	広島市立段原中学校 特別支援学級	
5	福岡県	九州大学病院	福岡市立千代小学校 特別支援学級	福岡市立千代中学校 特別支援学級	



学年	学部ご	との学	校種	の数	

	特別支援学校 本校	特別支援学校 分教室	特別支援学校 訪問による指導	小学校・中学校 特別支援学級	小学校・中学校 分校	Ħ
小学1年~ 小学6年	2	7	2	3	1	15
中学1年~ 中学3年	2	7	2	3	1	15
高校1年~ 高校3年	0	1	0			1

●小中学校、高等学校の通級による指導(病弱・身体虚弱)

病弱又は身体虚弱の程度が,通常の学級での学習におおむね参加でき, 一部特別な指導を必要とする程度のもの

(平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

通常の学級に在籍

●小中学校の通常の学級、高等学校における指導

・病気の子供の多くは、小中学校等の通常の学級で、健康面や安全面等に 留意しながら学習していることが多い。

・また,継続的な治療や特別な配慮・支援が必要であっても,病気の状態 や学習環境の整備状況等によっては,通常の学級で留意して指導する ことが適当な場合もある。

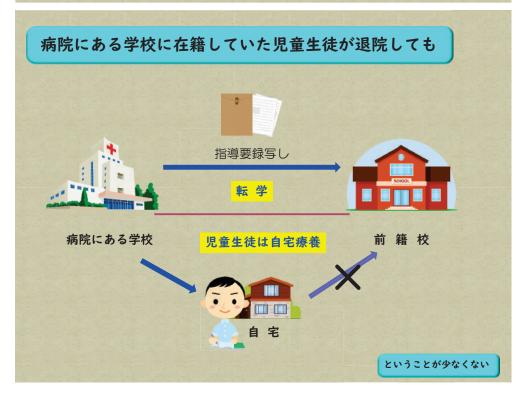
小学校・中学校 → 都道府県立の特別支援学校(病弱)



病気療養児の教育について(審議のまとめ) [平成6年] 病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議



学習の遅れの補完,学力の補償 積極性・自主性・社会性の涵養 心理的安定への寄与 病気に対する自己管理能力 治療上の効果等



理由別長期欠席者数(全国)

(人)

令和元年度間	計	病気	経済的 理由	不登校	その他
小学校	90,089	20,955	11	53,350	15,773
中学校	162,736	25,779	19	127,922	9,016
合計	252,825	46,734	30	181,272	24,789

令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について より

(注)「長期欠席生徒」とは、年度間に通算30日以上欠席した生徒をいう。

令和元年度	特別支援学校	小学部	44,475	
特別支援学校在籍児童生徒数	特別支援学校	中学部	30,374	

平成29年4月公示 特別支援学校小学部·中学部学習指導要領 第|童 総則 第2章 各教科 第 | 節 小学部 第2節 中学部 第3章 特別の教科 道徳 (道徳科) 第4章 外国語活動 第5章 総合的な学習の時間 第6章 特別活動 第7章 自立活動

学校教育法 第72条 特別支援学校の目的 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体 虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ず る教育を施すとともに、 **障害による学習上又は生活上の困難を克服し** 自立を図るために必要な知識技能を授けるこ とを目的とする。 自立活動の指導 主体的で意欲的に活動できる環境づくり ・自己効力感を高める教育活動 ・自己選択・自己決定を重視した教育活動 ・ストレスに適切な対応ができる力の育成 ー ストレスマネージメント ー

雇 児 発 0 5 3 0 第 9 号 平 成 2 6 年 5 月 3 0 日

児童福祉法の一部を改正する法律の公布について(通知) 改正の趣旨

昭和 49 年度に開始された小児慢性特定疾患治療研究事業は、慢性的な疾病 を抱える子どもとその家族への公的な支援策として一定の成果を果たしてきたが、 本事業による医療費助成は安定的な財源の仕組みとなっていないこと、また、小 児慢性特定疾病の児童等の自立支援の充実等が求められていることなどの課 題があった。

この法律は、これらの課題に対応し、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)に基づく措置として、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立を図り、また、小児慢性特定疾病の児童等の自立を支援するための事業を法定化する等の措置を講ずることとし、小児慢性特定疾病対策の充実を目指すものである。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 実施

長期入院児童生徒に対する教育支援に関する 実態調査の概要

1.調査の目的

近年、医療の進歩等による入院期間の短期化や、短期間で入退院を繰り返す者、退院 後も引き続き治療や生活規制が必要なために小・中学校等への通学が困難な者への対応 など、病院等に入院又は通院して治療を受けている児童生徒等を取り巻く環境は大きく変 化している。

今回の調査は、こうした状況を踏まえ、平成25年度中に病気やけがによって入院した児 童生徒に対して行われた教育等の実態を把握するものである。

2. 調査対象期間

平成25年4月1日~平成26年3月31日

	さらに、その家族に対する支援施策を充実する	早急かつ確実に講じること。	会参加のための施策に係る措置を	精神的ケア及び就労支援の一層の充実など、社	平等な教育機会の確保や	小児慢性特定疾病児童等の	長期入院児童等に対する学習支援を含めた	企業などの理解の促進に取り組むとともに、	学校や地域社会などにとどまらず、広く国民や	実に実施するため、小児慢性特定疾病について、	ハ、本法の基本理念である児童の健全育成を着	を講ずるべきである。 参議院厚生労働委員会 平成ニ十六年五月二十日	児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
--	-----------------------	---------------	-----------------	-----------------------	-------------	--------------	---------------------	----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	---	--------------------------

3.調査の対象

【学校】

全国の国公私立小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校(小~高等部)

【教育委員会】

全都道府県及び市町村教育委員会

4. 主な調査事項

【学校】

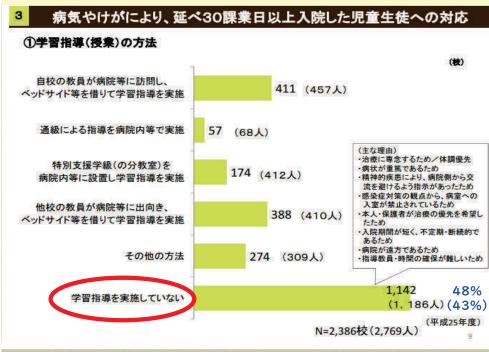
○病気やけがによる入院により学籍に変更(転学等)があった児童生徒数について ○入院に伴い一時転学等をしている児童生徒に対する学校の支援について ○病気やけがにより長期にわたり入院した児童生徒数について

〇長期にわたり入院した児童生徒に対する学校の支援について

【教育委員会】

O転学等が必要になった場合の支援について O長期にわたる入院が必要になった場合の支援について

小・中学校(国立・公立・私立 合計)



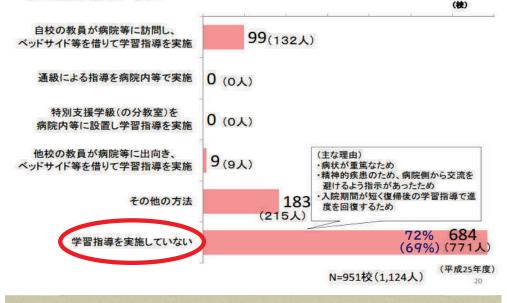
入院する高校生へ教育支援の現状と課題

- I. 長期入院時等における学習指導の提供
 - ●高校生が、がん等の疾病により長期入院等した場合、 特別支援学校(病弱)に転学できる教育制度はあるが、 高等部が設置されている特別支援学校(病弱)は、 極めて少ない。
 - ●また、病院等へ、在籍校の教師を派遣し学習指導が 受けられる場合もあるが、ごく一部の自治体 (神奈川県や大阪府等)にとどまっている。
 - ●さらに、学習指導が実施されていない学校の割合は、
 義務教育段階(47.9%)と比較して、
 高校段階(71.9%)が高い。

高等学校(国立·公立·私立 合計)

病気やけがにより、延べ30課業日以上入院した生徒への対応

①学習指導(授業)の方法



- 2. 退院後の復学の取扱い
- 高校生ががん等の疾病により長期入院等した場合、
 在籍校を休学・退学せざるを得ないこともあり、
 退院後の不安を持つ場合が多い。
- ●また、転学をした生徒が復学を希望した場合、
 条件なく復学を認める学校の割合は
 Ⅰ4.3%にとどまっている。

病気の子どもの

教育支援の充実に向けて

【文部科学省】

- ●「第3期がん対策推進基本計画(2018年3月閣議決定)では、 小児・AYA世代のがん患者のサポート体制は、必ずしも十分な ものではなく、特に、高校段階においては、取組が遅れている、 と指摘されている。
- これらの状況を踏まえ、主に高校段階の入院生徒に対する、 教育保障体制の整備について調査研究を実施。

高等学校段階における入院生徒に対する 教育保障体制整備事業 2020年度 2,025万円

北海道 宮城県 秋田県 栃木県 神奈川県 長野県 京都市

【文部科学省】

これらの状況を踏まえ、入院児童生徒等に対する、在籍校、病院、特 別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して切れ目のない教育 を行う体制整備を推進する。

فالدحك بلاف بلطي الراب والمحكوم بالمراجع

Warden I	入院児童生徒	等への教育保障	体制整備事業	
(H28年度 7,760万円	H29年度 6,899万円	H30年度 5,031万円	They are the
	青森県	青森県山梨県	青森県山梨県	
	秋田県	秋田県	秋田県 栃木県	
	福島県	福島県	岐阜県	
	神奈川県	神奈川県	神奈川県 愛知県	
	高知県	高知県	宇部市(山口)
	京都市	京都市	京都市	

高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

(2640) 2019年度予算額(案) 26百万円 VALUE #

●「第3期がん対策推進基本計画」(2018年3月閣議決定)では、小児・AYA世代(※1)のがん患者のサポート体制は、必ずし も十分なものではなく、特に、高校教育の段階においては、取組が遅れている、と指摘されている。

調査研究内容の例

●これらの状況を踏まえ、主に高校教育段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施。

現状と課題

(委託先:都道府県·政令指定都市教育委員会等(5地域)) 1. 長期入院時等における学習指導の提供 ●高校生ががん等の疾病により長期入院等した場合、病弱特別 ●入院後のスムーズな学習支援のための取組 支援学校に転学する場合が多い。 入院予定の病院と在籍校の教育支援の体制等に 防前 ●また、病院等へ、在籍校の教師を派遣し学習指導が受けられ 関する連絡・調整のための取組 る場合もあるが、ごく一部の自治体(神奈川県や大阪府等) にとどまっている。 ●さらに、学習指導が実施されていない学校の割合は、義務教 育段階(47.9%) (※2) と比較して、高校段階(71.9%) (※3) が高い。 2. 退院後の復学の取扱い ●教師等の配置による学習支援などの実施 院 貫した取組 ●高校生ががん等の疾病により長期入院等した場合、在籍校を ●ICT機器を用いた指導方法の研究 Ť 休学・退学せざるを得ないこともあり、退院後の不安を持つ場合 が多い。 ●また、転学等をした生徒が復籍を希望した場合、条件な(復籍 を認める学校の割合は14.3% (※4) にとどまっている。 (参考) 宅退療院 ●退院・自宅療養中の生徒の在籍校への復学を視 「第3期がん対策推進基本計画」(2018年3月間議決定)(抄) 野に入れた支援方策の研究 小児・AYA世代のがん患者の中には、…特に、高校教育の 段階においては、取組が遅れていることが指摘されている。このため、 小児・AYA世代のがん患者が治療を受けながら学業を継続でき るよう、入院中・療養中の教育支援、退院後の学校・地域での受 ●復籍や単位取得等入院する生徒の不安の軽減 入れ体制の整備等の教育環境の更なる整備が求められている。 及び希望に沿った教育支援の方策を検討するた めの連絡会議の設置

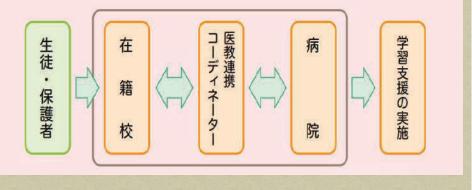
宮城県教育庁教育庁高校教育課



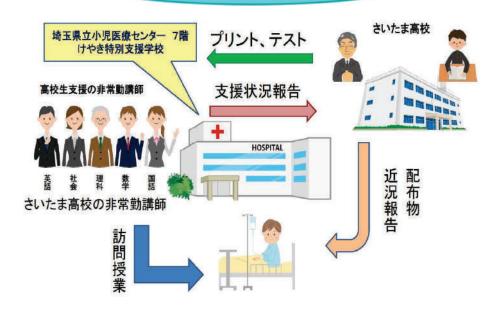
病気等により入院することが決まったら、まずは在籍する高校に相談してください。県立高校の場合、学 校が入院先の病院とどのような支援が出来るかについて相談します。その際、医教連携コーディネーター**が、 学習支援や復学に向け、学校と病院のスムーズな連携をサポートします。

※県教育委員会では、令和2年度から医教連携コーディネーターを、県内に1名配置します。

【県立高校の場合】



埼玉県における入院高校生の教育支援



テレビ会議システムで教室とつないだタブレッ ト端末で遠隔授業を受ける男子生徒(京都大病 院で。京都市立桃陽総合支援学校提供)

が表れた。京都大病院で脳腫瘍と診断され、 7月中旬から約4か月間入院した。

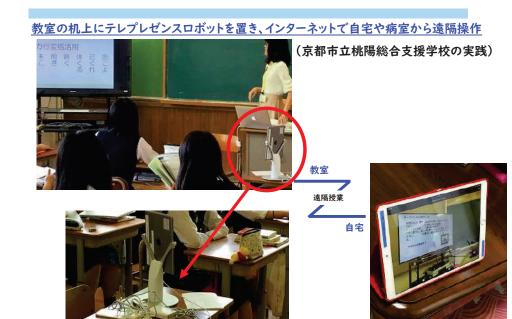
学習支援を受けるための相談・手続きの流れ

特別支援学校学習指導要領

病弱者である児童に対する 教育を行う特別支援学校

第2章 各教科 第1節 第1款

(3)体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。



特別支援学校学習指導要領

病弱者である児童に対する 教育を行う特別支援学校

第2章 各教科 第1節 第1款

(4)児童の身体活動の制限や認知の特性、学習環境 等に応じて、教材教具や入力支援機器、補助用具 などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機 器などを有効に活用し、指導の効果を高めるように すること。

小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を 行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)

> 平成30年9月20日 文部科学省初等中等教育局長

小・中学校等では、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対する 学習支援として同時双方向型授業配信やそれを通じた他の児童生徒との 交流を行っている場合があり、

それにより病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、 学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学に つながるなどの効果が見られている。

このような状況を踏まえ、病気療養児に対する教育の一層の充実を 図るため、小・中学校等において同時双方向型授業配信を行った場合、 校長は、指導要録上出席扱いとすることができることとする。

令和2年5月15日付け 2文科初第259号

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」

【制度改正の概要】

メディアを利用して行う授業により修得する単位数は、 高等学校及び中等教育学校の後期課程の全課程の修了要件である 74単位のうち、36単位を超えないものとされているが、 病気療養中の生徒であって、 相当の期間学校を欠席すると認められるものが 当該授業により修得する単位については、 この限りでないこととすること。

本事業の実行項目

- 病院にある学校のWEB会議による遠隔授業実施に 関するニーズ調査
- ② 病院にある学校での携帯型モバイルWiFiルーター等 を活用したWEB会議による遠隔授業の実施 (日本育療学会会員である大学教員、小児医療関係者 が学びの活動を全面的に支援する)
- ③ 「病気療養する児童生徒のためのICT活用による 遠隔授業」に関する研修会の実施

公益財団法人ベネッセこども基金 2020年度「重い病気を抱える子どもの学び支援活動助成」事業

『病気療養する子どもがいる自宅や病室と 学校の教室とをICT活用によって 「確実につなぐ」学びの支援事業』

助成先団体 一般社団法人日本育療学会

実行項目①

病院にある学校のWEB会議による遠隔授業実施に関するニーズ調査

【目的】

全国特別支援学校病弱教育校長会に加盟する特別支援学校を 対象にした全国調査により、遠隔授業の実施状況と課題、 学校からの要望を明らかにすること

本調査結果は、

助成事業実施項目である携帯型モバイルルーターの提供先 となる特別支援学校(病弱)を選定するための基礎資料とした。

【方法】

全国特別支援学校病弱教育校長会に加盟している 病弱教育部門が設置されている特別支援学校90校を対象に、 GoogleフォームによるWebアンケートを実施した。

本調査における遠隔授業の定義は、病院や自宅等で療養中の 病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用して リアルタイムで授業を配信し、同時双方向的にやりとりを 行うものとした。

病院にある学校のWEB会議による遠隔授業実施に関するニーズ調査結果 に基づく携帯型WiFiルータ・データ通信SIMカード(Iセット)の提供先 計 33 校

ニーズ調査報告書は、

一般社団法人日本育療学会 学会誌「育療 68号」(2021年3月発行予定) に掲載予定

学会誌「育療68号」ニーズ調査報告書(別刷)を、ニーズ調査対象校 90校に、謹呈の予定

【結果】(ごく一部)

対象校90校の内、71校から回答が得られた(回収率78.9%)。 (内訳)正会員校 63校(回収率85.1%) オブザーブ会員校 8校(回収率50.0%)

				選 択 肢	選択した学校数
実 施	経	験 7	があ	o	54
実 施	経	験 7	si ti	いが、今後の実施に向けて検討中である	13
実 施	経	験 7	らち な	こく、今後も実施の予定がない	4



[戻る]

大学等において病弱教育を初めて学ぶ学生や、病弱教育に関する知識や指導経験の浅い現職 教員等を対象に、基本的な事項を解説し、基礎的な知識・理解を得ることを目的としたテキ ストを、日本育療学会が編集しました。本書では病弱教育を含めた特別支援教育の最近の動 向、改訂された特別支援学校学習指導要領に則した教育課程の編成や医療的ケアなど最新の 情報も盛り込んでいます。

発売日

定価

2019年4月3日発売

定価1.980円(本体1.800円+税)







Q

★ こどもたちの笑顔のために

★ 明日も来たくなる学校